

# 社会保険の加入と法定福利費明示の 標準見積書は東京土建へご相談を

東京土建では法定福利費が簡単に計算できる  
「法定福利費計算シート」を作成し活用をすすめています。

請求が、これからの常識！  
東京土建とご一緒に請求・要求しましょう！



東京土建で開催した事業所セミナー



## お近くの支部へお気軽におたずねください

### 東京土建支部一覧

足立支部	TEL03-5845-5011	〒121-0816 足立区梅島1-2-26	杉並支部	TEL03-3313-1445	〒166-0003 杉並区高円寺南3-6-2
荒川支部	TEL03-3892-9131	〒116-0002 荒川区荒川6-3-1	三鷹武蔵野支部	TEL0422-55-3200	〒180-0011 武蔵野市八幡町3-7-10
葛飾支部	TEL03-5698-1261	〒124-0012 葛飾区立石8-34-4	狛江支部	TEL03-3480-9761	〒201-0015 狛江市猪方3-25-37
文京支部	TEL03-3827-5561	〒113-0022 文京区千駄木2-23-7	調布支部	TEL042-484-0505	〒182-0017 調布市深大寺元町1-15-1
台東支部	TEL03-3876-1966	〒110-0012 台東区竜泉1-15-2	多摩西部支部	(立川市・昭島市)	
墨田支部	TEL03-3614-3806	〒131-0032 墨田区東向島2-11-13		TEL042-546-1577	〒196-0022 昭島市中神町2-4-19
江東支部	TEL03-3640-2411	〒136-0073 江東区北砂1-11-4	西多摩支部	(あきる野市・青梅市・羽村市・福生市・日の出町・瑞穂町・奥多摩町・檜原村)	
江戸川支部	TEL03-3655-6448	〒132-0022 江戸川区大杉2-12-10		TEL042-555-5221	〒205-0001 羽村市小作台5-21-6
板橋支部	TEL03-3963-5325	〒173-0011 板橋区双葉町36-6	小金井国分寺支部	TEL042-324-5940	〒185-0014 国分寺市東恋ヶ窪2-36-32
豊島支部	TEL03-3986-2471	〒171-0021 豊島区西池袋5-22-15	府中国立支部	TEL042-363-6554	〒183-0057 府中市晴見町2-15-5
北支部	TEL03-5390-6021	〒114-0002 北区王子1-13-3	八王子支部	TEL042-624-4632	〒193-0931 八王子市台町2-11-26
練馬支部	TEL03-3825-5522	〒176-0023 練馬区中村北1-6-2	日野支部	TEL042-584-0280	〒191-0052 日野市東豊田2-33-10
港支部	TEL03-3451-6673	〒105-0014 港区芝2-30-7	多摩・稲城支部	TEL042-373-3888	〒206-0024 多摩市諏訪1-7-26
品川支部	TEL03-3783-0471	〒142-0041 品川区戸越5-18-2	町田支部	TEL042-722-0141	〒194-0032 町田市本町田2387-5
大田支部	TEL03-3731-5527	〒144-0051 大田区西蒲田6-17-4	小平支部	TEL042-342-2846	〒187-0042 小平市仲町381
目黒支部	TEL03-3719-2741	〒152-0002 目黒区目黒本町1-10-26	清瀬久留米支部	TEL042-473-8751	〒203-0054 東久留米市中央町5-10-17
渋谷支部	TEL03-6304-2315	〒151-0072 渋谷区幡ヶ谷2-18-6	西東京支部	TEL042-461-1045	〒202-0015 西東京市保谷町6-8-18
世田谷支部	TEL03-3413-3020	〒154-0011 世田谷区上馬5-34-16	村山大和支部	TEL042-563-3261	〒208-0003 武蔵村山市中央3-7-1
新宿支部	TEL03-3362-2161	〒169-0074 新宿区北新宿4-33-9	東村山支部	TEL042-391-2402	〒189-0014 東村山市本町4-17-43
中野支部	TEL03-3388-5441	〒165-0024 中野区松が丘1-8-4			

※三鷹武蔵野支部は2015年11月頃に三鷹市上連雀7-33-8へ移転予定です。



事業主のみなさん、  
もう請求していますか？

# 法定福利費 支払いの 動きが広がっています

厚生年金  
健康保険  
雇用保険

いまが、  
正念場！

2017年3月の期限・前倒しの動きが  
進んでいます

！もらえたよ！



国交省がすすめる建設業の社会保険未加入対策は、2017年3月が最終期限。しかし、許可更新予定業者への事前指導や、年金事務所からの指導文書など、関係官庁が足早な動きをすすめています。

日建連は2015年4月から、1次下請業者まで社保未加入業者を排除、2016年4月からは2次以下でも排除する方針です。

一方で、元請からの指導と、下位業者から上位業者への請求で、社保加入に必要な法定福利費確保の動きもすすんでいます。法定福利費を確保し、社保加入をすすめるのは「今」です。

～社会保険・法定福利費のご相談は、東京土建へ～

法定福利費をもらって 社会保険に入って、  
持続して、経営と社員を守る



東京土建とご一緒に建設産業の未来を拓きましょう！

東京土建一般労働組合 〒169-0074 新宿区北新宿 1-8-16  
TEL 03-5332-3971 FAX 03-5332-3972

詳しい業務は  
ホームページへ

<http://www.tokyo-doken.or.jp/index.php>

または「東京土建」と検索してください。

東京土建

検索



# 社会保険に加入すべき労働者とは



- 仕事開始時刻は基本〇時から〇時
- 休憩時間は昼の1時間と10時と15時
- 支払いは1日〇万〇千円×日数  
(または月給)
- 作業内容や手順は指示や指定がある



- 一日拘束時間は8時間以上
- 月の稼働日数は15日以上
- 一つの会社や一人の親方の常用

## 労働基準法上の労働者

労働基準法上の労働者かどうかは、契約内容(業務請負・業務委託など)、一人親方労災をかけている、自分で確定申告しているかどうかに関わらず、実態で総合的に判断されます。

## 適用対象

※5人未満の個人事業所は厚生年金・健康保険の適用対象外。

## 偽装請負は違法です

労働者を、形だけ請負にすることは偽装請負です。社会保険関係法令や労働関係法令が適用され、保険料のさかのぼっての徴収や処分される場合があります。



# 健保適用除外制度

## 厚生年金&建設国保に加入するのは、社会保険として適法です!

協会けんぽへの入り直しは必要ありません。

- 国交省の通達文(平成24年7月30日)
  - ・年金制度は厚生年金に加入し、医療保険制度は国民健康保険組合に加入している事業所であれば、**改めて協会けんぽに入り直すことを求める必要はない。**

- 国交省社会保険未加入問題Q&A
  - ・施工体制台帳の記載も大丈夫!
  - ・「保険加入の有無」欄は、「適用除外」にマルをすればOK
  - ・「事業所整理番号等」欄は、「東京土建国保」と書けばOK



# 標準見積書を使った

## 法定福利費の請求・確保は、国交省・日建連のお墨付き!



### 国土交通省

- 法定福利費を明示した見積書提出を「見積条件に明示」として指導。  
(「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」2015.4改訂)

[国交省 社会保険未加入対策について](#) [検索](#)

### 日本建設業連合会

- 「法定福利費計上の見積書提出を見積条件化、元請けは1次に、1次は2次以下に、標準見積書提出の徹底を指導」  
(「社会保険の加入促進に関する実施要領」2015.3)

[日建連 社会保険未加入対策への取り組み](#) [検索](#)

### 住宅生産団体連合会

- 下請企業に対して、下請契約の見積時から適正な法定福利費を考慮する。  
(「社会保険加入促進計画」2012)

[住団連 社会保険加入促進計画](#) [検索](#)

## 総額で減額するのは建設業法違反!



社会保険の保険料は、「通常必要と認められる原価」であり、元請企業が下請見積の法定福利費を尊重しないのは、建設業法19条の3の「不当に低い請負代金の禁止」に違反するおそれ。(国交省 建設業法令遵守ガイドライン)

### 大手企業各社

「法定福利費が明示された標準見積書は尊重し、法定福利費を適切に支払う」と回答した企業  
(第61回大手企業交渉 2015.4)

鹿島建設、大成建設、清水建設、大林組、竹中工務店、長谷工コーポレーション、三井住友建設、戸田建設、前田建設工業、西松建設、五洋建設、熊谷組、フジタ、鴻池組、東急建設、奥村組、東亜建設工業、飛鳥建設、浅沼組、鉄建建設、銭高組、大豊建設、東洋建設、安藤ハザマ、佐藤工業、新菱冷熱工業、関電工、高砂熱学工業、大和ハウス、積水ハウス



## もらって加入→東京土建組合員の事業主 ~法定福利費を支払っているリーダー企業の実例(抜粋)~

### 清水建設元請・1次下請事業主

東京土建の法定福利費算出シートを用いて法定福利費を計算し標準見積書を提出、全額支給された。2次以下の下請会社にも、算出シートを渡し、法定福利費を計上するよう指導している。



### 東急建設元請・塗装の下請事業主

法定福利費を盛り込んだ見積書を上げるように言われた。9月より正式に扱われる。

### ゼネコン各社・躯体の2次下請事業主

日建連の方針を1次下請会社に説明し、法定福利費を別途請求することが認められた。東京土建を通じて6人が社保適用した。

### 大林組元請・2次下請型枠の下請事業主

法定福利費のことを説明すれば、貰えることが多くなってきた。人工15%が多い。基本的に言わないと貰えない。

### 鹿島建設元請・2次下請事業主

上位業者と協議し、労務費に15%の料率を掛けた金額の法定福利費を請求することが認められた。全額支給されている。順次、社員を東京土建で社保適用している。



### 大和ハウス

現場労働者の社保加入の通達があり、東京土建を通じて3人が社保適用した。法定福利費として別枠支給されるようになった。

### 竹中工務店元請・下請事業主

労務費の約15%を見積・請求している。支給されることが増えてきた。



### 新菱冷熱元請・1次下請事業主

専門工事団体作成の標準見積書で3保険の法定福利費を確保している。東京土建を通じて社保適用している。

### 大成建設元請・1次下請事業主

6月から土建国保と厚生年金に加入。「事業主負担分を請求してくれ」と言われた。請求し、3保険の法定福利費をもらっている。2次下請業者からの請求に対しても支払っている。

### 大成建設元請・塗装の下請事業主

労務費の15.4%で請求している。東京土建を通じて5人が社保適用している。

### 東急建設元請・1次の事業主

「法定福利費を請求したい」と現場所長に相談、確保できることになった。

